

静岡県公安委員会規則第10号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月29日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(書類提出の手続)</p> <p>第2条 条例及びこの規則の規定により、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、1通とし、営業所の所在地（金属くず行商にあつては、住所又は居所）の所轄警察署長（以下「警察署長」という。）を経由するものとする。</p>	<p>(書類提出の手続)</p> <p>第2条 条例及びこの規則の規定により、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する書類は、1通とし、営業所の所在地（金属くず行商<u>になろうとする者又は金属くず行商（以下「金属くず行商等」という。）</u>にあつては、住所又は居所）<u>を管轄する警察署の長</u>を経由するものとする。</p> <p>2 <u>金属くず行商等の住所又は居所が他の都道府県にあるときは、前項の規定にかかわらず、当該金属くず行商等が公安委員会に提出する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所を管轄する警察署の長を経由するものとする。</u></p> <p>(1) <u>取引の相手方が特定されている場合</u> 当該相手方のうち主たる相手方の住所又は居所</p> <p>(2) <u>取引の相手方が特定されていない場合</u> 行商行為をする主たる地域</p> <p>(許可申請)</p>
<p>(許可申請)</p> <p>第3条 <u>条例第3条第1項の規定による金属くず商許可の申請は、金属くず商許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者が個人であるときは、次に掲げる書類</u></p> <p>ア <u>履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5</u></p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第3条 <u>条例第4条の2の規定による許可申請書の提出は、金属くず商許可申請書（様式第1号）によりしなければならない。</u></p>

号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。以下同じ。）

イ 成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

(2) 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号に掲げる書類

(3) 管理者を定めるときは、当該管理者に係る第1号に掲げる書類

(4) 未成年者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。以下同じ。）で金属くずを売買する営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けているものにあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（未成年者で金属くずを売買する営業を営むことに関し法定代理人の許可を受けていないもの又は成年被後見人である金属くず商の相続人にあっては、被相続人の氏名及び住所並びに金属くず商の営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係る第1号に掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人の役員に係る第1号に掲げる書類））

2 条例第4条の2の公安委員会で定める書類

は、次のとおりとする。

(1) 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 最近5年間の略歴を記した書面及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限り。以下同じ。）

イ 条例第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面（金属くず商の相続人である未成年者で金属くず商になろうとすることに関し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るア及びイに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからウまでに掲げる書類））

(2) 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該

2 金属くず商が、既に許可を受けている営業所以外の営業所について許可を受けようとする場合又は質屋若しくは古物商が金属くず商の許可を受けようとする場合の許可申請書には、前項第1号、第2号及び第4号に規定する書類を添えることに代え、既に許可を受けている営業に係る許可証の写しを添えることができる。また、既に金属くず商、質屋又は古物商の管理者である者を管理者にしようとする場合にあっては、前項第3号に規定する書類を添えることを要しない。

(行商の届出)

第4条 条例第18条の規定による金属くず行商になろうとする者の届出は、金属くず行商の届出書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 届出者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 履歴書及び住民票の写し

イ 写真(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ版の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。)

(2) 届出者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

(許可証等の再交付)

第6条 条例第6条第3項(条例第22条におい

当しないことを誓約する書面

(3) 管理者を定めるときは、当該管理者に係る次に掲げる書類

ア 第1号アに掲げる書類

イ 条例第4条第1項第10号アからウまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3 金属くず商が、既に許可を受けている営業所以外の営業所について許可を受けようとする場合の金属くず商許可申請書には、前項第1号又は第2号の書類を添付することに代え、既に許可を受けている営業所に係る許可証の写しを添付することができる。

第4条 削除

(許可証の再交付の申請)

第6条 条例第6条第3項の再交付の申請は、

て準用する場合を含む。)の規定による金属く
ず商許可証(条例別記様式第1号。以下「許
可証」という。)及び金属くず行商の証(条例
別記様式第2号。以下「行商の証」という。)
の再交付の申請は、金属くず商許可証・金属
くず行商の証再交付申請書(様式第4号)に
よりしなければならない。ただし、申請者が
個人である行商の証の再交付の申請をする場
合にあつては写真2葉を、許可証又は行商の
証を毀損したため再交付の申請をする場合
にあつては、その毀損した許可証又は行商の証
をそれぞれ添えなければならない。

(異動の届出)

第7条 条例第6条第4項(条例第22条におい
て準用する場合を含む。)の規定による許可証
及び行商の証の記載事項の異動の届出は、金
属くず商許可証・金属くず行商の証記載事項
異動届出書(様式第5号)に第3条第1項又
は第4条に規定する書類のうち当該異動事項
に係る書類を添えてしなければならない。

金属くず商許可証再交付申請書(様式第4
号)によりしなければならない。この場合に
おいて、当該申請が金属くず商許可証(以下
「許可証」という。)の毀損によるものである
ときは、当該許可証を提出しなければならない。
い。

(金属くず商に係る変更の届出及び許可証の
書換えの申請)

第7条 条例第6条の3第1項の規定による届
出書の提出及び同条第2項の書換えの申請
は、金属くず商変更届出・許可証書換申請書
(様式第5号)によりしなければならない。
この場合において、当該申請をするときにあ
つては、当該申請に係る許可証を提出しなけ
ればならない。

2 同一の警察署の管轄区域内に2以上の営業
所を有する金属くず商が、前項の届出書を当
該警察署の長を経由して同時に2通以上提出
する場合において、条例第6条の3第1項の
規定により添付しなければならないこととさ
れる書類のうち、同一の内容となるものがあ
るときは、当該同一の内容となる書類につい
ては、1通を当該届出書のいずれかに添付す
れば足りるものとする。

3 2以上の営業所を有する金属くず商が、当
該営業所のいずれかについて、条例第4条の
2第1号又は第4号に掲げる事項の変更の届
出書を提出し、及び当該届出書に係る許可証
の書換えを受けた場合(許可証の記載事項に
変更がない場合にあつては、当該変更の届出

(許可証等の返納)

第8条 条例第7条の規定による許可証の返納及び条例第21条の規定による行商の証の返納は、金属くず商許可証・金属くず行商の証返納届出書(様式第6号)によりしなければならない。

(帳簿の代用)

第10条 条例第12条第1項に規定する帳簿については、金属くず受払台帳(条例別記様式第3号)の各事項を具備する取引関係簿冊があるときはこれをもって代えることができる。

2 金属くず受払台帳及び前項の規定により代用するもの(以下「金属くず受払台帳等」という。)の各事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって条例第12条第1項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

書を提出した場合)において、当該届出書に係る営業所(以下「変更営業所」という。)以外の営業所について、当該変更の届出書を提出するときは、条例第6条の3第1項の規定により添付しなければならないこととされる書類に代え、変更営業所に係る許可証の写しを添付することができる。

4 条例第6条の3第1項の公安委員会規則で定める場合は、金属くず商変更届出・許可証書換申請書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。

5 条例第6条の3第1項の公安委員会規則で定める書類は、第3条第2項に規定する書類のうち変更があった事項に係る書類とする。

(許可証の返納)

第8条 条例第7条第1項又は第2項の規定による許可証の返納は、金属くず商許可証返納届出書(様式第6号)によりしなければならない。

(帳簿等)

第10条 条例第12条第1項の帳簿の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 条例第12条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第12条第1項各号に掲げる事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であつて、条例第12条第1項各号に掲げる事項を取引ごとに記載することができる様式の

3 金属くず商は、条例第12条第1項の規定に

(帳簿の毀損等の届出)

第11条 条例第12条第3項の規定による金属くず受払台帳等の毀損、亡失又は盗み取られたときの届出は、金属くず受払台帳毀損・亡失・盗難届出書（様式第8号）によりしなければならない。

(帳簿の廃棄承認)

第12条 条例第12条第4項の規定による金属くず受払台帳等の廃棄の承認申請は、帳簿使用の最終日から6月以上を経過したものについて、金属くず受払台帳廃棄承認申請書（様式第9号）によりしなければならない。

(差止め)

第13条 条例第14条の規定による差止めは、ぞう物又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由を疎明した保管命令書（様式第10号）によらなければならない。

2 (略)

(営業の停止等)

第14条 (略)

より前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

(電磁的方法による保存に係る対策)

第11条 条例第12条第2項の規定により同条第1項の電磁的方法による記録を保存するときは、別表に定める対策を実施するよう努めなければならない。

(帳簿等又は電磁的方法による記録の毀損等の届出)

第12条 条例第12条第3項の規定による帳簿等又は電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときの届出は、帳簿等・電磁的方法による記録の毀損・亡失・滅失届出書（様式第9号）によりしなければならない。

(差止め)

第13条 条例第14条の規定による差止めは、条例第13条に規定する盗品等又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由を疎明した保管命令書（様式第10号）によらなければならない。

2 (略)

(営業の停止等)

第14条 (略)

(行商の届出)

第14条の2 条例第18条の2の規定による届出書の提出は、金属くず行商の届出書（様式第11号の2）によりしなければならない。この場合において、当該提出をしようとする者が

個人であるときは、当該者の写真（当該提出の日6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。）1枚を提出しなければならない。

2 条例第18条の2の公安委員会で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 届出者が個人であるときは、住民票の写し

(2) 届出者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る住民票の写し

（行商の証の再交付の申請）

第14条の3 条例第19条第3項の再交付の申請は、金属くず行商の証再交付申請書（様式第11号の3）によりしなければならない。この場合において、金属くず行商の証再交付申請書の提出をしようとする者が個人であるときは、当該者の写真1枚を提出しなければならない。

2 前項の申請が金属くず行商の証（以下「行商の証」という。）の毀損によるものであるときは、当該行商の証を提出しなければならない。

（金属くず行商に係る変更の届出及び行商の証の書換えの申請）

第14条の4 条例第20条の2第1項の規定による届出書の提出及び同条第2項の書換えの申請は、金属くず行商変更届出・行商の証書換申請書（様式第11号の4）によりしなければならない。この場合において、当該申請をするときにあっては、当該申請に係る行商の証を提出しなければならない。

2 条例第20条の2第1項の公安委員会規則で

<p>(警察署の備付簿冊)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p><u>定める場合は、金属くず行商変更届出・行商の証書換申請書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。</u></p> <p>3 <u>条例第20条の2第1項の公安委員会規則で定める書類は、第14条の2第2項に規定する書類のうち変更があった事項に係る書類とする。</u></p> <p><u>(行商の証の返納)</u></p> <p>第14条の5 <u>条例第21条第1項又は第2項の規定による行商の証の返納は、金属くず行商の証返納届出書(様式第11号の5)によりしなければならない。</u></p> <p>(警察署の備付簿冊)</p> <p>第15条 (略)</p>
-----------------------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第 11 条関係）

対 策
<p>1 ログ</p> <p>(1) ログを取得すること。ログの内容は、少なくともアクセス（コンピュータ・システムを利用できる状態とすること、又はその内容に電子的に存在する情報を取り扱うことをいう。以下同じ。）をした者を特定可能なものであること。</p> <p>(2) ログ自体のセキュリティを確保すること。</p> <p>(3) ログを定期的に監査すること。</p> <p>(4) ログは、次回の監査まで保管すること。</p> <p>2 アクセス</p> <p>(1) 情報システム（コンピュータ・システムを中心とする情報処理及び通信に係るシステム（人的組織を含む。）をいう。以下同じ。）へのログインに際し、識別及び認証を行うこと。</p> <p>(2) パスワードにより認証を行う場合にあっては、次の対策を講ずること。</p> <p>ア ユーザ（情報システムにより提供されるサービスを利用するためにアクセスをする権限を有する者をいう。以下同じ。）には、必ずパスワードを設定させ、その秘匿に努めさせること。</p> <p>イ 他者が容易に推測できる語句等をパスワードとして設定しないようユーザを指導し、又は設定を拒否する機能をシステムに設けること。</p> <p>ウ パスワードを適切な期間ごとに変更するようユーザを指導し、又は変更を促す機能をシステムに設けること。</p> <p>エ パスワードの再入力回数を制限するなど、他者によるパスワードの推測を困難にするための措置を講ずること。</p> <p>オ ユーザがパスワードを忘れたときなどに、パスワードを通知する場合に備え、本人確認の方法等について手続を定めておくこと。</p> <p>カ パスワード・ファイルの暗号化等の措置を講ずるなど、パスワードの秘匿に努めること。</p> <p>(3) ユーザIDにより認証を行う場合にあっては、次の対策を講ずること。</p> <p>ア 退職、異動、長期出張、長期留学等により、不要となり、又は長期間使用されないユーザIDについては、廃止等の措置を講ずること。</p> <p>イ 長期間ログインが無いユーザに対して、文書等によりその旨を通知すること。</p> <p>ウ ユーザから要求があったときは、当該ユーザによる使用状況を開示すること。</p> <p>(4) データベースのデータ、ファイル等ごとにアクセスの制御を行うこと。</p> <p>3 バックアップ</p> <p>(1) バックアップは、定期的に、かつ、可能な限り頻繁に行うこと。</p> <p>(2) バックアップ・ファイルは、適切な保存方法、保存期間等を定め、原本と異なる場</p>

所に保管すること。

4 ウイルス対策

- (1) 情報システムを起動させるときは、始めにワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。
- (2) 新たに入手したプログラムを使用するときには、あらかじめワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。また、出所が不明のプログラムは、可能な限り使用しないこと。
- (3) 情報システム使用中は、作動状況を監視し、異状が現れた場合は、ワクチン・プログラムを用いるなどして、コンピュータ・ウイルスのチェックを行うこと。
- (4) コンピュータ・ウイルス発見時には、使用中の端末等をネットワーク（通信のために用いられる装置及び回線をいう。）から切り離すなど、被害拡大防止の措置をとること。

様式第1号を次のように改める。

金属くず商許可申請書

静岡県金属くず営業条例第 3 条第 1 項の規定により許可を申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

(ふりがな)		
氏 名 又 は 名 称		
法人等の種別	1. 株式会社 2. 特例有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 (合同会社を含む。) 6. 個人	
生 年 月 日	年 月 日	
住 所 又 は 居 所	電話 () ー 番	
営 業 所	(ふりがな)	
	名 称	
	所 在 地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 電話 () ー 番
	金属くずの保管 場所の所在地	(営業所の所在地と同じ場合は、記載を要しない。)
	管 理 者	(ふりがな)
氏 名		
生 年 月 日		年 月 日
	住 所	電話 () ー 番

代表者等	種 別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1.代表者 2.役員 3.法定代理人
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番

(注)

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 削除

様式第 4 号から様式第 9 号までを次のように改める。

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

金属くず商許可証再交付申請書

静岡県金属くず営業条例第6条第3項の規定により許可証の再交付を申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
生 年 月 日	年 月 日
住 所 又 は 居 所	電 話 () ー 番

再交付申請 の 理 由	
----------------	--

(注) 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

金属くず商 変更届出書
許可証書換申請書

静岡県金属くず営業条例第6条の3第1項の規定により変更の届出をします。
静岡県金属くず営業条例第6条の3第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

印

	(ふりがな)			
	氏名 又は名称			
営業所	許可証番号		許可年月日	年 月 日
	(ふりがな)			
	名称			
	所在地			

変更・書換事項

変更年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 特例有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人（合同会社を含む。） 6. 個人
住所 又は居所	電話（ ） ー 番

変更区分	1. 交替 2. 氏名変更 3. 住所変更		
変更年月日	年 月 日		
代表者	旧	(ふりがな)	
		氏名	
	生年月日	年 月 日	
	住所	電話（ ） ー 番	
新	(ふりがな)		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	住所	電話（ ） ー 番	

変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番

変更区分	1. 名称変更 2. 住所変更	
変更年月日	年 月 日	
営業所	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	電話 () ー 番
金属くずの保管場所の所在地		

変更区分	1. 交替 2. 氏名変更 3. 住所変更		
変更年月日	年 月 日		
管理者	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番

(注)

- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 各変更年月日欄には、当該事項の変更があった年月日（人事異動、営業所の移転等の年月日をいう。）を記載すること。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 役員欄について、役員の就任（追加）又は退任（削除）のみがあったときは、それぞれ新欄又は旧欄の一方に記載すること。
- 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

金属くず商許可証返納届出書

静岡県金属くず営業条例第7条の規定により許可証を返納します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	

返納理由の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	1. 金属くずを売買する営業を廃業した。 2. 許可が取り消された。 3. 亡失した許可証を発見し、又は回復した。 4. 許可証の交付を受けた者が死亡した。 5. 許可証の交付を受けた法人が解散した。 6. その他()

(注)

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

休 業 届 出 書

静岡県金属くず営業条例第8条の規定により休業の届出をします。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	

休業期間	年 月 日から 年 月 日までの間
休業理由	

(注) 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第8号（第10条関係）

受 入 れ							払 出 し			
取 引 年 月 日	品 目	数 量	特 徴	取引の相手方		確認方法	備 考	取 引 年 月 日	取引の相手方	
				住 所	氏 名				住 所	氏 名

(注)

- 1 品目欄は金属の種類を記載し、数量欄は一品ごとに記載すること。ただし、同一品種、種類、特徴で識別ができないものは、一括記入して差し支えない。
- 2 特徴欄には、物品名、色、大きさ、損傷状況等を記載すること。
- 3 確認方法欄は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等身分を証する資料の提示を受ける方法により確認したときは、これらの発行者名、番号、年度等を記載すること。取引の相手方が金属くず商又は金属くず行商であるときは、確認方法欄にこれらの許可証又は行商の証の番号を、備考欄にこれらの氏名又は名称を記載すること。
- 4 現に使用している帳簿に既に住所及び氏名が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。
- 5 書き損じたときは、帳簿にその旨を記載し、記載事項を読むことができる程度に斜線を引き、用紙は破棄しないこと。

帳簿等の毀損
電磁的方法による記録の滅失 届出書

静岡県金属くず営業条例第12条第3項の規定により 帳簿等の毀損
電磁的方法による記録の滅失に

ついて届出をします。

年 月 日

警察署長 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

⑩

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	

営業所	名称	
	所在地	
毀損、亡失 又は滅失の別		1. 毀損 2. 亡失 3. 滅失
概要		

(注)

- 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第11号の次に次の4様式を加える。

金属くず行商の届出書

静岡県金属くず営業条例第 18 条第 1 項の規定により届出をします。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

(ふりがな)	
氏 名 又は 名称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 特例有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 (合同会社を含む。) 6. 個人
生 年 月 日	年 月 日
住 所 又は 居所	電話 () ー 番

行商行為をする 主たる地域	
------------------	--

取引の相手方		1. 特定されている	2. 特定されていない
	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他	
	(ふりがな)		
	氏 名 又は 名称		
	住 所 又は 居所		
	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他	
	(ふりがな)		
	氏 名 又は 名称		
住 所 又は 居所			

代表者等	種 別	1. 代表者 2. 役員
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1. 代表者 2. 役員
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1. 代表者 2. 役員
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番
代表者等	種 別	1. 代表者 2. 役員
	(ふりがな)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	電話 () ー 番

(注)

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 取引の相手方が特定されているときは、当該相手方の氏名又は名称及び住所又は居所を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

金属くず行商の証再交付申請書

静岡県金属くず営業条例第 19 条第 3 項の規定により行商の証の再交付を申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

行商の証番号	
届出年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
生 年 月 日	年 月 日
住 所 又 は 居 所	電 話 () ー 番

再交付申請 の 理 由	
----------------	--

(注) 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

金属くず行商 変更届出書
行商の証書換申請書

静岡県金属くず営業条例第20条の2第1項の規定により変更の届出をします。
静岡県金属くず営業条例第20条の2第2項の規定により行商の証の書換えを申請します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出(申請)者の氏名又は名称及び住所

印

行商の証番号	
届出年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	

変更・書換事項

変更年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	
法人等の種別	1. 株式会社 2. 特例有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人(合同会社を含む) 6. 個人
住 所 又 は 居 所	電話 () ー 番

変更区分	1. 交替 2. 氏名変更 3. 住所変更		
変更年月日	年 月 日		
代表者	旧	(ふりがな)	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
		住 所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
		住 所	電話 () ー 番

変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
変更区分		1.削除 2.追加 3.氏名変更 4.住所変更	
変更年月日		年 月 日	
役員	旧	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
	新	(ふりがな)	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
		住所	電話 () ー 番
変更年月日		年 月 日	
行商行為をする主たる地域			

取引の相手方に係る変更事項（削除・追加）

変更区分	1. 削除 2. 追加
変更年月日	年 月 日
種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
(ふりがな)	
氏 名 又は 名称	
住 所 又は 居所	
変更区分	1. 削除 2. 追加
変更年月日	年 月 日
種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
(ふりがな)	
氏 名 又は 名称	
住 所 又は 居所	
変更区分	1. 削除 2. 追加
変更年月日	年 月 日
種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
(ふりがな)	
氏 名 又は 名称	
住 所 又は 居所	
変更区分	1. 削除 2. 追加
変更年月日	年 月 日
種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
(ふりがな)	
氏 名 又は 名称	
住 所 又は 居所	

取引の相手方に係る変更事項（氏名等変更）

変更区分		1. 氏名又は名称変更 2. 住所又は居所変更
変更年月日		年 月 日
旧	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
	(ふりがな)	
	氏 名 又は 名称	
	住 所 又は 居所	
新	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
	(ふりがな)	
	氏 名 又は 名称	
	住 所 又は 居所	
変更区分		1. 氏名又は名称変更 2. 住所又は居所変更
変更年月日		年 月 日
旧	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
	(ふりがな)	
	氏 名 又は 名称	
	住 所 又は 居所	
新	種 別	1. 主たる取引の相手方 2. その他
	(ふりがな)	
	氏 名 又は 名称	
	住 所 又は 居所	

(注)

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 各変更年月日欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 役員欄について、役員の就任（追加）又は退任（削除）のみがあったときは、それぞれ新欄又は旧欄の一方に記載すること。
- 6 取引の相手方に係る変更事項の種別欄は、取引の相手方が特定されている場合に記載すること。
- 7 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

金属くず行商の証返納届出書

静岡県金属くず営業条例第21条の規定により行商の証を返納します。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

行商の証番号	
届出年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏 名 又 は 名 称	

返納理由の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 理 由	1. 金属くずを売買する営業を廃業した。 2. 亡失した行商の証を発見し、又は回復した。 3. 行商の証の交付を受けた者が死亡した。 4. 行商の証の交付を受けた法人が解散した。 5. その他 ()

(注)

- 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

様式第12号及び様式第13号を次のように改める。

（表）

金属くず商許可台帳

許 可 証 番 号	
許 可 年 月 日	
氏 名 又 は 名 称 生 年 月 日	年 月 日生 TEL
営 業 者 の 本 籍 所 住	
営 業 所 名 称 地 所 在	
管 理 者 の 住 所 名 日 氏 生 年 月 日	年 月 日生 TEL
代 表 者 の 住 所 名 日 氏 生 年 月 日	年 月 日生 TEL
役 員 の 住 所 名 日 氏 生 年 月 日	TEL
	年 月 日生
	TEL
	年 月 日生
	TEL
	年 月 日生
	TEL
	年 月 日生
法 定 代 理 人 の 名 日 氏 生 年 月 日	年 月 日生 TEL
金 属 く ず 保 管 場 所 地 所 在	

金属くず行商台帳

行商の証の番号	
届出年月日	
氏名又は名称	
生年月日	年 月 日生
住所又は居所	
取引の相手方の特定の有無	1. あり 2. なし
主たる取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は居所	
主たる行商地域名	
代表者の住所 氏名 生年月日	年 月 日生 TEL
役員 氏名 生年月日	TEL
	年 月 日生
	TEL
	年 月 日生
	TEL
	年 月 日生
	TEL
年 月 日生	

附 則

- 1 この規則は、静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例（令和2年静岡県条例第31号。以下「改正条例」という。）の施行の日（令和2年10月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に、改正条例による改正前の静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号。以下「改正前の条例」という。）別記様式第3号により作成されている帳簿にあっては改正後の静岡県金属くず営業条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第8号により作成された帳簿と、改正前の静岡県金属くず営業条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書等にあっては改正後の規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に、改正前の条例別記様式第3号により作成されている用紙及び改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。